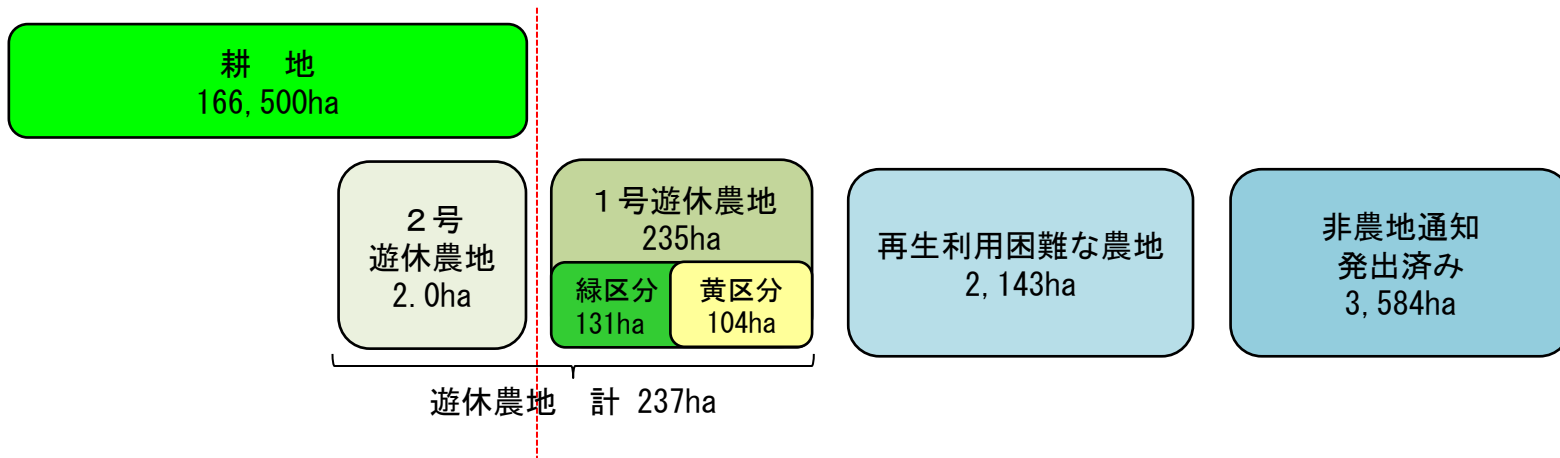


本県の調査結果（令和6年度時点）



【遊休農地】市町村・農業委員会による客観的な調査（毎年）

- 1号遊休農地 現状で耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地）
 - ・ 緑区分：草刈り等により直ちに耕作することが可能な農地
 - ・ 黄区分：基盤整備等の条件整備により再生可能となる農地
- 2号遊休農地 農業上の利用の程度がその周辺の地域より著しく劣っている農地